

酪農經營の安定に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十五年三月十八日

参議院議長 安井謙殿

鈴木一弘

酪農經營の安定に関する質問主意書

最近のわが国農業は、米をはじめ牛乳・乳製品・豚肉・鶏卵・温州みかん・野菜等、多くの畜産物の過剰が深刻化する等、かつてみられなかつた困難な問題に直面している。

酪農業に関しては、農業基本法の制定以来、酪農振興法や不足払い法が整備され、選択的拡大部門の一つとして積極的な振興が図られてきた。

しかし、最近における生乳の需給事情をみると、生産量が昭和五十二年には対前年比九・〇%、五十三年には六・八%と高い伸びを示しているのに対しして、消費量の増加がこれに伴わないとめ、五十二年以降、需給の均衡が崩れ、五十四年春以来、生乳の自主計画生産を行わざるを得ない状況に至つている。

わが国酪農史上、構造的な生乳の過剰現象が発生したのは初めての経験である。

この結果、乳製品の需給も緩和し、その在庫量(昭和五十四年十月現在)は、バターが生乳換算で四十五万一千トン(七・〇月分)、脱脂粉乳が同じく六十一万トン(一〇・八月分)に達し、価格水準の著しい低落を招いている。

こうした事態の放置は、経営危機をもたらし牛乳・乳製品の安定供給機能を低下させ長期的にみて国民の食生活を脅かすものとなる。

よつて、酪農經營の安定と国民の食生活を守る立場から、以下酪農業の当面する諸問題と今後の展望について、政府の所信をただしたい。

一 増大する乳製品輸入の対応について

最近における生乳の過剰基調の背景が米の場合と基本的に異なるのは、生乳の場合は、大量の乳製品輸入がその前提になつてゐるということである。

乳製品の輸入量は、生乳換算で昭和五十一年が約百八十九万トン、五十二年が二百四万ト

ノ、五十三年が二百二十五万トンと次第に増加し、五十四年は一月～九月の累計で既に百八十万トン程度に達している。

この輸入量は、昭和五十三年の場合をみると、国内における生乳生産量の三六・八%にあたる膨大な数量であり、国内乳製品市場を強く圧迫している。

現在、特定の乳製品を除き、大部分の乳製品が自由化品目とされており、輸入を禁止することは困難と考えられるが、国内生産者に過剰のつけを一方的に押しつけることのないよう、政府は需給均衡の回復を目的とした何らかの効果的な輸入規制政策を講ずべきである。

そこで次の諸点について政府の見解を伺いたい。

(1) 現在わが国に乳製品を輸出している国のうち、ニュージーランド以外は、かなり高率の輸出奨励金をつけている。

これは明らかにダンピング輸出であり、このように正常な競争を阻害する乳製品の輸入に

当たつては、輸出奨励金を含めた価格に對して関税を課すべきではないか。

(2) カゼイン、乳糖の実行関税率は、乳糖(乳糖含有率九〇%以上)が一〇%、カゼインが無税とされており、いづれも自由化品目である。

これらに対しても、国内措置で他の乳製品並み(学校給食・飼料用以外の粉乳の実行関税率は二五%、バター及びプロセスチーズは三五%)の関税をかけるべきではないか。

(3) ココア調製品の輸入に関しては、乳製品輸入に関する関税逃れのため、乳製品分九〇%に対して、それ以外のもの一〇という比率のものまで偽装されて輸入されている。

実際国内で市販されているココアは、乳製品分(全粉)三〇%に対して、その他のもの七〇%という成分規格であり、それを考慮すれば、せめて乳製品分五〇%以上のものは、ココア調製品とみなさないよう税関における規格を改めるべきではないか。

二 牛乳・乳製品の需給見通しについて

牛乳・乳製品の需要は、食生活の洋風化・多様化につれて、堅調かつ順調に伸びてきた。

しかし、昭和五十二年以降は旺盛な生乳の増産基調に対して、需要の伸びは最近における経済、社会情勢、特に家計消費支出の伸び悩み、食糧飽和状態の発生等から頭打ちとなつている。

このような酪農をめぐる情勢を反映して、現在生産者の間には、生乳・乳製品も米の二の舞になるのではないかという不安が拡大している。

政府はこれに対し明確な指針を早急に示すべきである。

(1) 現在、政府は昭和六十五年度を目途とした「農産物の需要と生産の長期見通し」を農政審議会に諮問しているが、牛乳・乳製品の需給と、それを前提とした将来の酪農業の姿をどのように展望しているか。

(2) また、長期見通しの改定により、必然的に酪農振興法に基づく「酪農近代化基本方針」及び

「都道府県酪農近代化計画」を見直さざるを得ないことになると思うが、その日程と現行の基本方針、近代化計画との考え方の相違点について明らかにされたい。

三 生乳の需給調整について

現在の生乳需給の実態をこのまま放置しておくと、生乳の需給調整は、より深刻化することが避けられない。

そこで当面する生乳の需給調整問題について伺いたい。

(1) 政府は、酪農振興法によつて酪農適地として集約酪農地域の指定を行つてゐるが、生乳の需給均衡化対策の実施に当たつては、可能な限り酪農適地の生産を伸ばしつつ、全体需給の均衡を図るという政策的配慮が必要であると考えるが見解を示されたい。

(2) 生乳需給の不均衡をこのまま放置するならば、原料乳の安売り競争や生乳流通の混乱、全般的な乳価水準の低落を招きかねない。

政府はこのような事態の発生を防止するため、生乳流通秩序の維持と乳価の安定のため積極的な施策を講ずべきではないかと考えるがどうか。

(3) 生産者団体が自主的に需給均衡の回復をめざして、計画生産を行つてゐる実情を考慮して、今後、気象条件の変化等により、やむなく限度数量を超える加工原料乳が生産された場合、昭和五十三年度以前のように不足払い法と同様の措置を講ずべきではないか。

四 過剰在庫処理について

昭和五十四年十月現在の乳製品在庫の実態は、生乳換算で百六万一千トン、うち畜産振興事業団在庫は四十五万六千トンに達している。

このような、乳製品の過剰在庫の実態を反映して、主要乳製品の価格は低迷し、安定指標価格に対し、バターは八七・八%、脱脂粉乳は八〇・〇%という低水準にあることから、これら過剰在庫に対する具体的な対応策について伺いたい。

(1) 現在、E.C.等先進酪農国の過剰基調がやや弱まつてゐるところから、飢餓に悩む発展途上国や戦乱による難民の救済援助に向けても、国際的な貿易摩擦を生ずる可能性も希薄であり、最も望ましい方法と考えるがどうか。

(2) 過剰米処理と同様、牛乳・乳製品についても、年次計画を策定し、これに基づいて国内に放出処理する考えはいかどうか。

五 酪農経営者の借入金について

農家経済調査によると、昭和五十一年度の農家一戸当たり(全国)の借入金額は、平均百十二万九千円であるが、酪農経営者の場合、乳用牛一頭当たり平均借入金額が五十万円にのぼつている地域もでてきている。

経営規模五十頭とすると、実に一千五百万円に達する多額なものとなつており、経営を窮地に追いつめている。

したがつて、酪農經營の安定のため、制度資金の償還に当たつては、その期限の延長及び資金借替えのための超長期・超低利（当面年利一分、償還年限五十年）の金融措置を講ずべきではないか。

六 生乳生産調整の実施と農業協同組合の対応について

最近の生乳の生産調整の実施については、酪農業協同組合が主体的にこれを推進しているが、栃木県酪農業協同組合について、以下具体的な見解を伺いたい。

(1) 栃木県酪農業協同組合においては、酪農家の生乳出荷量に応じて、多額の乳価対策積立金（一キログラム当たり一二十銭）を義務付けられており、低乳価のもとで農家の大きな負担となつてゐる。このことは、酪農業協同組合による自主的行為に違ひないが、負担に耐えている農家の実情を考慮し、適切な指導を行うべきではないか。

(2) 同組合では、無脂固体分八%未満の生乳について、一キログラム当たり一二十円という低価

格でしか出荷できない方針を決定しようとしている。これは同県下における乳質の実態を無視したものであるとして、多くの酪農家から強い批判が起こっている。

政府は速やかに現地の実態を聴取して、同組合に対し、適切な指導を行う必要があると思うがどうか。

(3) また、同組合においては、生乳のすべてが通常の価格でメーカーに売り渡されているにもかかわらず、実際には、生産調整に名を借りて、酪農家に対してはその一部が通常の五分の一以下の価格で支払われており、多くの酪農家の不満をかつている。

政府はこの実態を速やかに究明し、適正な措置を講すべきであると考えるがどうか。

右質問する。